
健康管理事業推進委員会規程

(目的)

第 1 条 キリンビール健康保険組合(以下「組合」という)は、被保険者およびその被扶養者(以下「被保険者等」という)の健康の保持と増進を図るために行なう「保健事業」を、有効かつ円滑に展開するために、健康管理事業推進委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(業務)

第 2 条 委員会は、理事会の諮問機関として、次の事項について、審議し、提言する。

- (1) 「保健事業」の方針
- (2) 「保健事業」の実施計画
- (3) 実施した「保健事業」の分析・評価
- (4) その他第 1 条の目的達成に必要な事項

(委員の選任)

第 3 条 委員会の委員は、事業主および被保険者等ならびに専門知識を有する保健師等から、理事長が選任し、委嘱する。

(構成)

第 4 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、10名以内とする。

(運営)

第 5 条 委員会の事務局を、組合本部事務局におく。
委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は、理事長の要請にもとづき、常務理事が召集する。

(任期)

第 7 条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(機密保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(経費の負担)

第 9 条 委員会の業務に要する費用は、組合が予算化し、これを負担する。

附 則

この規程は、平成6年7月8日から施行する。

第1条、第2条の変更は、平成7年4月1日から適用する。

この規程の変更は、2020年8月1日から施行する。